静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 3,883,799円 期間 平成23年10月1日から平成25年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

116,513円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金4,000,312円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

#### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

解決センターに交付する。 令和4年8月23日

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 838,194円 期間 平成24年1月1日から同年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

25, 145円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金863,339円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 2, 242, 440円 期間 平成23年10月1日から平成25年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

67, 273円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金2,309,713円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

#### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

## 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

解決センターに交付する。 令和4年8月23日

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 983,828円 期間 平成24年1月1日から平成25年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

29,514円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金1,013,342円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

#### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

#### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

解決センターに交付する。 令和4年8月23日

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益) について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割) が賠償された事例。

# 和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 94,474円 期間 平成23年10月1日から同年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

2,834円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金97,308円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 79,876円 期間 平成24年1月1日から同年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

2, 396円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金82,272円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

#### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 178,244円 期間 平成23年10月1日から平成24年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

5, 347円

#### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金183,591円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

静岡県でしいたけの栽培業を営んでいた申立人らの風評被害による営業損害 (逸失利益)について、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割 合6割)が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

#### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

#### 損害項目

- ア. 営業損害(椎茸に係る逸失利益) 413,629円 期間 平成23年10月1日から平成25年12月31日まで
- イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

12,408円

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金426,037円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項所定の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。